

## 平成23年度「人と環境にやさしいバス普及事業」実施要領

公益社団法人日本バス協会

### (事業目的)

第1条 この要領は、バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要綱に定めるもののほか、公益社団法人日本バス協会（以下「日本バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金による中央事業として、バス輸送の改善推進に関する活性化事業「人と環境にやさしいバス普及事業」を実施するため必要な事項を定め、都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）所属の会員事業者（公営事業者を除く。）に対し、助成金を交付することを目的とする。

### (助成対象車両及び助成額)

第2条 助成の対象となる車両及び1両当たりの助成額（予算額を限度）は、次のとおりとする。

(環境にやさしいバス)	単独助成額	協調助成額
①ハイブリッドバス	1,400千円を限度	100千円を限度
②CNGバス	1,400千円を限度	100千円を限度
③CNGバス（改造）	700千円を限度	100千円を限度
④ポスト新長期規制適合バス	100千円を限度	—
(人にやさしいバス)	単独助成額	協調助成額
⑤超低床ノンステップバス	1,400千円を限度	—
⑥リフト付バス	1,400千円を限度	—
⑦低床スロープ付バス	350千円を限度	—

1 都道府県1事業者当たりの助成額は、「環境にやさしいバス」及び「人にやさしいバス」を合わせて、14,000千円を限度とする。

また、1両当たりの助成額は、申請額が予算額を上回った場合は予算額の範囲内で調整し、助成単価（千円未満切捨）を決定することとする。

2 日本バス協会の助成は、「環境にやさしいバス」及び「人にやさしいバス」の双方において助成対象となる車両については、どちらか一方の助成のみとする。

3 助成は、日本バス協会の単独助成を原則とし、国並びに地方公共団体等から日本バス協会と同趣旨の補助を受ける場合（地方バス協会からの助成を除く）は、助成対象としない。ただし、次の第4項による場合を除く。

4 国から「低公害車普及促進対策費補助金」を受ける場合において、地方公共団体等から国の当該補助に協調した補助金（以下「協調補助金」という。）を受けられない場合に限り、日本バス協会の「環境にやさしいバス」のうち、ハイブリッドバス、CNGバス及びCNGバス（改造）については、協調助成として、助成する。

国から地方公共団体等の協調補助を前提に「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」のうち「地域公共交通確保維持事業」又は「地域公共交通バリア解消促進等事業」のバス車両に係る補助金を受け、さらに国から「低公害車普及促進対策費補助金」を受けする場合において、地方公共団体等から「低公害車普及促進対策費補助金」の協調補助金を受けられない場合に限り、日本バス協会の「環境にやさしいバス」のうち、ハイブリッドバス、CNGバス及びCNGバス（改造）については、協調助成として、助成する。

5 前項の規定にかかわらず、国から「低公害車普及促進対策費補助金」を受けない場合において、国から「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」のうち「地域公共交通確保維持事業」又は「地域公共交通バリア解消促進等事業」のバス車両に係る補助金を受ける場合においては、日本バス協会における助成の対象としない。

6 助成対象車両は、CNGバスを除き、軽油使用車であって、乗車定員11人以上の乗合バス、貸切バス等の新車の購入及びリース（新車に限る。）による導入並びにCN

Gバス（改造）を対象とする。

7 また、「人にやさしいバス」のうち、低床スロープ付バスについては、積雪地域等使用する道路の状況等から勘案して、ノンステップバスの運行に支障がある場合であって、会員事業者から「導入理由書」を地方バス協会へ提出し、地方バス協会において認められることを必須条件とする。

8 上記7に定める「導入理由書」については、様式1（購入用）又は（リース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書を提出する際に添付するものとする。

9 対象車両の車両登録期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（交付申請）

第3条 会員事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1（購入用）又は（リース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書（以下「交付申請書」という。）を平成23年11月30日までに、会員事業者が所属する地方バス協会を経由して日本バス協会に提出しなければならない。

なお、複数の地方バス協会に所属している会員事業者は、車両登録（予定を含む）をしている都道府県に属する地方バス協会を経由して交付申請書を提出するものとする。

2 地方バス協会は、交付申請書を受理したときは所要の審査を行い、様式2（購入用及びリース用共通）により日本バス協会に提出するものとする。

（交付決定）

第4条 日本バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、会員事業者に対して様式3（購入用）及び（リース用）の「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定通知書により地方バス協会を経由して通知する。

この場合において、日本バス協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 地方バス協会へは、別途様式4（購入用及びリース用共通）により通知する。

（申請の取下げ）

第5条 交付決定後、申請の取り下げをする会員事業者は速やかに、地方バス協会を経由して、様式5（購入用）又は（リース用）による「人と環境にやさしいバス普及事業」取下げ申請書を日本バス協会に提出しなければならない。

（助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出）

第6条 会員事業者は、対象車両の導入完了後、日本バス協会から助成金の交付を受けようとする場合は、様式6（購入用）又は（リース用）により地方バス協会を経由して「人と環境にやさしいバス普及事業」完了報告及び助成金交付請求書（以下「交付請求書」という。）を提出しなければならない。

2 地方バス協会は、交付請求書を受理したときは、所要の審査を行い、様式7（購入用及びリース用共通）により日本バス協会に提出しなければならない。

（助成金交付）

第7条 日本バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適切と認められるときは、購入及びリースの場合ともに、地方バス協会を経由して会員事業者に助成金を交付する。

なお、リースの場合は、地方バス協会を経由して、会員事業者がリース契約をしたリース会社の銀行口座等への振り込みをもって会員事業者への交付とみなす。

（助成金の交付取消と返還）

第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
  - (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 会員事業者が地方バス協会を脱会したとき。
  - (4) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、日本バス協会は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。
  - 3 会員事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく地方バス協会を經由して日本バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

- 第9条 会員事業者は、助成金交付の対象となった当該車両が、初度登録の日から起算して5年を経過するまでは、日本バス協会の承認を受けずに、取得財産（リース車両を含む。）を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 2 会員事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式8（購入用）又は（リース用）により財産処分承認申請書を地方バス協会を經由して日本バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(提出部数)

- 第10条 この要領に定める申請書その他の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とする。（副本は地方バス協会が保管する。）

(その他必要な事項)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、日本バス協会が別にこれを定める。

附則（平成23年8月17日）

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会 長

殿

所在地

事業者名

役職名

代表者名

㊞

担当部課名

担当者名

TEL

「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書  
(平成23年度)

バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり活性化事業の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成金決定依頼額及び導入車両数(購入車両)

決定依頼額	導入車両数
千円	両

※購入による車両区分別及び事業別車両数等は、「様式1の別紙(購入用)」のとおりです。

2. 導入車両メーカー名・年式・型式

別添見積書及び契約書のとおり

(注) 車両区分別(実施要領第2条に定める車両区分)に次の資料を添付してください。

1. 車両区分別の導入車両の見積書写し及び契約書写し(見積書写し及び注文請書写しでも可)
2. 複数の車両区分を申請する場合は、車両区分ごとの車両内訳表を添付してください。(様式適宜)
3. 「人と環境にやさしいバス普及事業」導入理由書(ただし、「低床スロープ付バス」として申請をする場合のみ添付する。様式は、別添の参考1(購入用))



(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会長

殿

所在地

事業者名

役職名

代表者名

®

担当部課名

担当者名

TEL

「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書  
(平成23年度)

バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり活性化事業の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成金決定依頼額及び導入車両数

リース会社名等		決定依頼額	導入車両数	
会社名				
所在地				
担当者名				
TEL				千円
会社名				
所在地				
担当者名				
TEL				千円
会社名				
所在地				
担当者名				
TEL				千円
計		社	千円	両

※リース会社別の車両区分別及び事業別車両数等は、「様式1の別紙(リース用)」のとおりです。

2. 導入車両メーカー名・年式・型式

別添見積書及び契約書のとおり

(注) 車両区分別(実施要領第2条に定める車両区分)に次の資料を添付してください。

1. 車両区分別の導入車両の見積書写し及びリース契約見積書写し(すでにリース契約書がある場合は、導入車両の見積書写し及びリース契約書写し)
2. 複数の車両区分を申請する場合は、車両区分ごとの車両内訳表を添付してください。(様式適宜)
3. 「人と環境にやさしいバス普及事業」導入理由書(ただし、「低床スロープ付バス」として申請をする場合のみ添付する。様式は、別添の参考1(リース用))



様式2（購入用及びリース用共通）

番 号  
平成 年 月 日

公益社団法人日本バス協会

会 長 殿

社団法人 バス協会

会 長

印

「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び  
助成金の額の決定依頼書の送付について  
（平成23年度）

標記の件について、事業者からの交付申請書を別紙「様式2の別紙1」、「様式2の別紙2（購入用）」、「様式2の別紙2（リース用）」、「様式2の別紙3」のとおり取りまとめましたので送付します。

【※ 様式2の別紙1～3については、郵送及びデータの双方において送付願います。】







協会名

(単位: 両、千円)

車両区分	購入																						
	単独助成 (車両数及び助成額)			協調助成 (車両数及び助成額)			その他			車両数													
	乗合	貸切	その他	乗合	貸切	その他	乗合	貸切	その他	乗合	貸切	その他											
① ハイブリッドバス																							
② CNGバス																							
③ CNGバス(改造)																							
④ ポスト新長期規制適合バス																							
計																							
⑤ 超低床ノンステップバス																							
⑥ リフト付バス																							
⑦ 低床スロープ付バス																							
計																							
合 計																							

購入及びリースの合計	
車両数合計	両
助成額合計	千円

※本様式は、様式1の別紙(購入用)及び様式1の別紙(リース用)に基づき記入してください。

(単位: 両、千円)

車両区分	リース																						
	単独助成 (車両数及び助成額)			協調助成 (車両数及び助成額)			その他			車両数													
	乗合	貸切	その他	乗合	貸切	その他	乗合	貸切	その他	乗合	貸切	その他											
① ハイブリッドバス																							
② CNGバス																							
③ CNGバス(改造)																							
④ ポスト新長期規制適合バス																							
計																							
⑤ 超低床ノンステップバス																							
⑥ リフト付バス																							
⑦ 低床スロープ付バス																							
計																							
合 計																							

(地方バス協会経由)

〇〇バス株式会社社長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会 長



「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び  
助成金の額の決定について(通知)  
(平成23年度)

貴社から交付決定方申請のあった標記のことについては、交付金運用特別委員会において、下記のとおり決定されましたので通知します。

なお、事業の実施に当たっては、バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要領(平成4年11月16日決定)の定めるところに従い、適正に実行し必ず年度内に終了してください。

記

1. 助成車両数 両
2. 助成金額 千円
3. 事業者別整理番号 ( ー )

(地方バス協会経由)

〇〇バス株式会社社長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会 長

®

「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び  
助成金の額の決定について(通知)  
(平成23年度)

貴社から交付決定方申請のあった標記のことについては、交付金運用特別委員会において、下記のとおり決定されましたので通知します。

なお、事業の実施に当たっては、バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要領(平成4年11月16日決定)の定めるところに従い、リース会社との適切な連絡に基づき、適正に実行し必ず年度内に終了してください。

記

1. リース会社名
2. 助成車両数 両
3. 助成金額 千円
4. 事業者別整理番号 ( - )

様式4(購入用及びリース用共通)

日バス協交第 号  
平成 年 月 日

地方バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会  
会 長

®

「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び  
助成金の額の決定通知について  
(平成23年度)

先に提出のありました標記の件について、別紙(様式4の別紙)のとおり交付決定したので通知いたします。

なお、同封の様式3の『「人と環境にやさしいバス普及事業」の選定及び助成金の額の決定について(通知)』については、関係事業者に送付願います。



(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会長

殿

事業者名

役職名

代表者名

㊞

「人と環境にやさしいバス普及事業」取下げ申請書  
(平成23年度)

平成 年 月 日付け日バス協交第 号にて交付決定を受けた「人と環境にやさしいバス普及事業」について、下記のとおり取り下げたいので、人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第5条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 取り下げる車両の内訳

車両区分	取り下げる車両数(両)	取り下げる理由等
計		

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会 長

殿

事業者名

役職名

代表者名

㊟

「人と環境にやさしいバス普及事業」取下げ申請書  
(平成23年度)

平成 年 月 日付け日バス協交第 号にて交付決定を受けた「人と環境にやさしいバス普及事業」について、下記のとおり取り下げたいので、人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第5条に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 取り下げる車両の内訳

リース会社名及び車両区分	取り下げる車両数(両)	取り下げる理由等
リース会社名		
----- 車両区分		
リース会社名		
----- 車両区分		
計		

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会 長

殿

事業者名

役職名

代表者名

㊞

「人と環境にやさしいバス普及事業」完了報告及び助成金交付請求書  
(平成23年度)

「人と環境にやさしいバス普及事業」が完了したので、人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

なお、助成金については、地方バス協会を経由して、お支払い下さるようお願いいたします。

記

1. 事業者別整理番号 (      —      )

2. 助成対象車両数及び助成金請求額等(購入分)

助成対象車両数 及び助成金請求額	両	千円
助成金振込先	※1	
	銀行 信用金庫 その他	
	支店	
	預金種別	※2 普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
口座名義		

- (注) 1. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んでください。  
 2. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。  
 3. 助成金は、地方バス協会を経由して、上記の口座に振り込まれます。  
 4. 車両区分別に次の資料を添付してください。  
 ①自動車検査証の写し  
 ②領収書写し又は、振込書写し (ただし、助成金交付請求書の提出時に添付できない場合は、請求書写しを添付することとし、事後に領収書写し又は、振込書写しを必ず提出すること。)  
 ③助成全車両の写真 (車両全体及び登録番号が確認できる写真。なお、ノンステップバス、リフト付バス、スロープ付バスについては、確認ができる箇所が写っていること。)

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会 長

殿

事業者名

役職名

代表者名

㊞

「人と環境にやさしいバス普及事業」完了報告及び助成金交付請求書  
(平成23年度)

「人と環境にやさしいバス普及事業」が完了したので、人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

なお、助成金については、地方バス協会を経由して、直接リース会社へお支払い下さるようお願いいたします。

記

1. 事業者別整理番号 (      -      )

2. 助成対象車両数及び助成金請求額等 (リース分)

助成対象車両数 及び助成金請求額	両	千円
リース会社名 (口座名義)		
リース会社振込先	※1	銀行 信用金庫 その他
		支店
	預金種別	※2 普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	

(注) 1. リース会社ごとに作成してください。

2. リース会社名の欄は、リース会社の口座名義(最初の申請の際と同じ名称)を記入してください。

3. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んでください。

4. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。

5. 助成金は、地方バス協会を経由して、上記の口座に振り込まれます。

6. 車両区分別に次の資料を添付してください。

①自動車検査証の写し

②リース契約書写し(車台番号等契約車両が確認できること)

③助成全車両の写真 (車両全体及び登録番号が確認できる写真。なお、ノンステップバス、リフト付バス、低床スロープ付バスについては、確認ができる箇所が写っていること。)

公益社団法人日本バス協会  
会 長 殿

社団法人 バス協会  
会 長 ㊞

「人と環境にやさしいバス普及事業」完了報告及び助成金交付請求書の送付について  
(平成23年度)

標記について、事業者からの交付請求書を別添のとおり取りまとめましたので、送付します。  
なお、助成対象車両数、助成金請求額及び当協会の振込先は下記のとおりです。

記

	購 入 分	リ ー ス 分	購入分及びリース分合計
助成対象車両数	両	両	両
助成金請求額	千円	千円	千円
助成金振込先	※1		銀行 信用金庫 その他
			支店
	預金種別	※2 普通預金 ・ 当座預金	
	口座番号		
	口座名義		

(注) 1. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んでください。

2. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会 長

殿

所在地  
事業者名  
役職名  
代表者名

㊞

「人と環境にやさしいバス普及事業」財産処分承認申請書

平成 年度の標記事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第9条に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会 長

殿

所在地  
事業者名  
役職名  
代表者名

㊞

「人と環境にやさしいバス普及事業」財産処分承認申請書

平成 年度の標記事業によるリース車両を、下記のとおり処分したいので、人と環境にやさしいバス普及事業実施要領第9条に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとするリース車両の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会 長

殿

事業者名

役職名

代表者名

㊞

「人と環境にやさしいバス普及事業」導入理由書

(平成23年度)

導入車両区分	導入営業所名	導 入 理 由 (詳細に理由を記入してください。)	
(人にやさしいバス) 低床スロープ付バス			
	車両数(両)		

上記の導入理由について、業務上やむを得ないものとして認めます。

社団法人

バス協会

会 長

㊞

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会

会 長

殿

事業者名

役職名

代表者名

㊞

「人と環境にやさしいバス普及事業」導入理由書  
(平成23年度)

導入車両区分	導入営業所名	導 入 理 由 (詳細に理由を記入してください。)
(人にやさしいバス) 低床スロープ付バス		
	車両数(両)	

上記の導入理由について、業務上やむを得ないものとして認めます。

社団法人

バス協会

会 長

㊞

「人と環境にやさしいバス普及事業」の補助形態別助成対象事例

1 単独助成について

次の場合には、日本バス協会の「環境にやさしいバス」又は「人にやさしいバス」のどちらかの一方が単独助成の対象となります。したがって、国及び地方公共団体等のいずれか又は双方から補助金を受ける場合には単独助成の対象となりません。

- ・ハイブリッドバスの型式：LJG-、SJG-、BJG-、PJG-等
- ・ポスト新長期規制適合バスの型式：LKG-、LDG-、SKG-、SDG-等
- ・CNG車とは、圧縮天然ガスを燃料に使用する車両。(自動車検査証の燃料の種類が「CNG」)

区 分		国の補助金	地方公共団体等の補助金	日バス助成例 (◎可・×不可)	
				(環境にやさしいバス)	(人にやさしいバス)
単 独 助 成	ハイブリッドバス、CNGバス、CNGバス(改造)及びポスト新長期規制適合バスであって、 ①ノンステップバス ②リフト付バス ③スロープ付バス のいずれにも該当しないもの	×	×	◎ ハイブリッドバス 140万円 CNGバス 140万円 CNGバス(改造) 70万円 ポスト新長期規制適合バス 10万円  のうち、いずれか1つ	×
	ハイブリッドバス、CNGバス、CNGバス(改造)及びポスト新長期規制適合バスであって、 ①ノンステップバス ②リフト付バス ③スロープ付バス のいずれかに該当するもの	×	×	◎ ハイブリッドバス 140万円 CNGバス 140万円 又は CNGバス(改造) 70万円 ポスト新長期規制適合バス 10万円  のうち、いずれか1つ	◎ 超低床ノンステップバス 140万円 リフト付バス 140万円 低床スロープ付バス 35万円

## 2 協調助成について

次の場合には、日本バス協会の「環境にやさしいバス」のうち、ハイブリッドバス、CNGバス、CNGバス（改造）についてのみ協調助成の対象となります。

### ①国から「低公害車普及促進対策費補助金」を受ける場合

区 分		国の補助金	地方公共団体等の補助金	日バス助成例 (◎可・×不可)
				(環境にやさしいバス)
協 調 助 成	ハイブリッドバス、CNGバス及びCNGバス(改造)であって、 ①ノンステップバス ②リフト付バス ③スロープ付バスのいずれにも <u>該当しないもの</u>	○ 低公害車普及促進対策費補助金	○ 低公害車普及促進対策費補助金の協調補助	×
			× 低公害車普及促進対策費補助金の協調補助	◎ ハイブリッドバス、CNGバス又はCNGバス(改造) (協調) 10万円
	ハイブリッドバス、CNGバス及びCNGバス(改造)であって、 ①ノンステップバス ②リフト付バス ③スロープ付バスのいずれかに <u>該当するもの</u>	○ 低公害車普及促進対策費補助金	○ 低公害車普及促進対策費補助金の協調補助	×
			× 低公害車普及促進対策費補助金の協調補助	◎ ハイブリッドバス、CNGバス又はCNGバス(改造) (協調) 10万円



### 参考3

#### 1. リースの条件(人と環境にやさしいバス普及事業)

(1)	料金の算定	車両価格から日本バス協会の助成額(国等の補助金額を含む)を控除した額を基礎にリース料金を算定
(2)	終了後の取り扱い	原則、再リースするか又は返却するかを選択権を付与
(3)	車両の所有	リース会社が所有
(4)	契 約	会員事業者とリース会社との個別契約
(5)	解 約	中途解約は、原則不可
(6)	そ の 他	①転貸リースは認めない。 ②その他の条件は一般のリース契約に準ずる。

#### 2. リース助成の手順(人と環境にやさしいバス普及事業)

- (1) 会員事業者は、リース契約を予定しているリース会社を決定のうえ、交付申請書に必要書類を添付し、地方バス協会に提出する。(様式1リース用様式1の別紙リース用)
- (2) 地方バス協会は、会員事業者から提出のあった交付申請書の所要の審査を行い、日本バス協会に提出する。(様式2購入用及びリース用共通、様式2の別紙1、様式2の別紙2リース用、様式2の別紙3)
- (3) 日本バス協会は、所要の審査を行い、助成金を交付すべきと認めるときは、地方バス協会を経由して、会員事業者に対して交付決定を行う。(様式3リース用、様式4購入用及びリース用共通、様式4の別紙)
- (4) 交付決定を受けた会員事業者は、リース会社にもその旨を連絡する。
- (5) 会員事業者は、リース会社とリース契約を締結する(上記1. リース条件の(1)料金の算定参照)。
- (6) 会員事業者は、完了報告書及び助成金交付請求書に必要書類を添付し、地方バス協会に提出する。(様式6リース用)
- (7) 地方バス協会は、会員事業者から提出のあった完了報告書及び助成金交付請求書の所要の審査を行い、日本バス協会に提出する。(様式7購入用及びリース用共通)
- (8) 日本バス協会は、所要の審査を行い、適切と認められるときは、地方バス協会に対し、上記(7)に係る助成金を振り込む。
- (9) 地方バス協会は、上記(8)の助成金について、会員事業者の請求に基づき、リース会社の銀行口座等へ助成金を振り込む。

### 3. 購入助成の手順(人と環境にやさしいバス普及事業)

- (1) 会員事業者は、交付申請書に必要書類を添付し、地方バス協会に提出する。(様式1購入用、様式1の別紙購入用)
- (2) 地方バス協会は、会員事業者から提出のあった交付申請書の所要の審査を行い、日本バス協会に提出する。(様式2購入用及びリース用共通、様式2の別紙1、様式2の別紙2購入用、様式2の別紙3)
- (3) 日本バス協会は、所要の審査を行い、助成金を交付すべきと認めるときは、地方バス協会を經由して、会員事業者に対して交付決定を行う。(様式3購入用、様式4購入用及びリース用共通、様式4の別紙)
- (4) 会員事業者は、完了報告書及び助成金交付請求書に必要書類を添付し、地方バス協会に提出する。(様式6購入用)
- (5) 地方バス協会は、会員事業者から提出のあった完了報告書及び助成金交付請求書の所要の審査を行い、日本バス協会に提出する。(様式7購入用及びリース用共通)
- (6) 日本バス協会は、所要の審査を行い、適切と認められるときは、地方バス協会に対し、上記(7)に係る助成金を振り込む。
- (7) 地方バス協会は、上記(6)の助成金について、会員事業者の請求に基づき、会員事業者の銀行口座等へ助成金を振り込む。

## 参考 4

### 1. ポスト新長期規制適合車について

(1) 自動車排出ガス規制のうち、平成21年規制（規制記号の1桁目がL）、平成22年規制（規制記号の1桁目がS）の車両が、日バス単独助成の対象となります。

（例えば、LDG-、LJG-、LKG-、SDG-、SJG-、SKG-等）

詳しい規制記号に関しては、国土交通省サイト内「自動車排出ガス規制の識別記号」

<http://www.mlit.go.jp/common/000046745.pdf> を参照してください。